川越市新たな交通施策（デマンド型交通）案

平成３０年２月

川越市　都市計画部　交通政策課

１．新たな交通施策の目的

川越市では、鉄道、路線バスではカバーされない交通空白地域の移動手段の確保等を目指し、川越シャトル（市内循環バス）の路線を概ね５年ごとに見直しを行っていますが、未だ多くの交通空白地域が残っています。一方で、バス車両を用いて路線を定時に運行する川越シャトルの運行方法では、人口密度が低い残された交通空白地域を運行するには、非効率な状況にあります。

このため、公共交通が充実している市中心部を除き、市内の交通空白地域における移動支援を目的として、持続的に運行可能となるような新たな交通施策を実施します。

２．施策の概要

（１）対象地域：市中心部を除き、交通空白地域間の移動、交通空白地域と周辺の交通結節点または主要施設の移動を対象地域とします。

※交通空白地域・・・川越市では、鉄道駅から半径 800m圏、バス停から半径 300m圏以外のエリアを交通空白地域と定義しています

（２）対策手法：一般乗合旅客自動車運送事業によるデマンド型交通を運行することとします。

具体的には、あらかじめ利用者の登録を行い、デマンド型交通を利用する際は、電話で事前に予約を取り、指定された乗降場から乗車することが必要となります。

さらに、乗合のため、他の利用者と同乗して目的地（指定された乗降場）へ移動することとなります。

※一般乗合旅客自動車運送事業・・・他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して不特定多数の旅客を運送する事業

（３）対象者：市民を対象として、事業を実施します。なお、運行開始後、利用者が少ない場合には、対象者を拡大することを検討することとします。

（４）運行時間：午前８時から午後６時まで

［ただし、１２月２９日から１月３日までは運休］

（５）料金体系：下記のとおり

分　類	適用条件	料金（１回）
基本料金	・大人（市内在住の中学生から６９歳までの方）	５００円
子　供	・未就学児	無　　料
	・小学生	３００円
高齢者	・市内在住の７０歳以上の方	
障害者	市内在住の ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	

※障害者の介護者に関する料金については、川越シャトルと同じ基準を適用します（１名もしくは２名：各３００円）

（６）実施地区：川越市自治会連合会の支会の区域をもとに、市中心部を除き、市内を３つの地区に分け、その地区内の交通空白地域を運行します。

なお、公共交通の利便性が高い区域［国道１６号、国道２５４号、県道川越北環状線、県道川越日高線～市道１６号線～県道川越栗橋線に囲まれた区域］を市中心部と位置付け、この内側での運行は行いません。

■市中心部の区域（赤線の内側の区域）

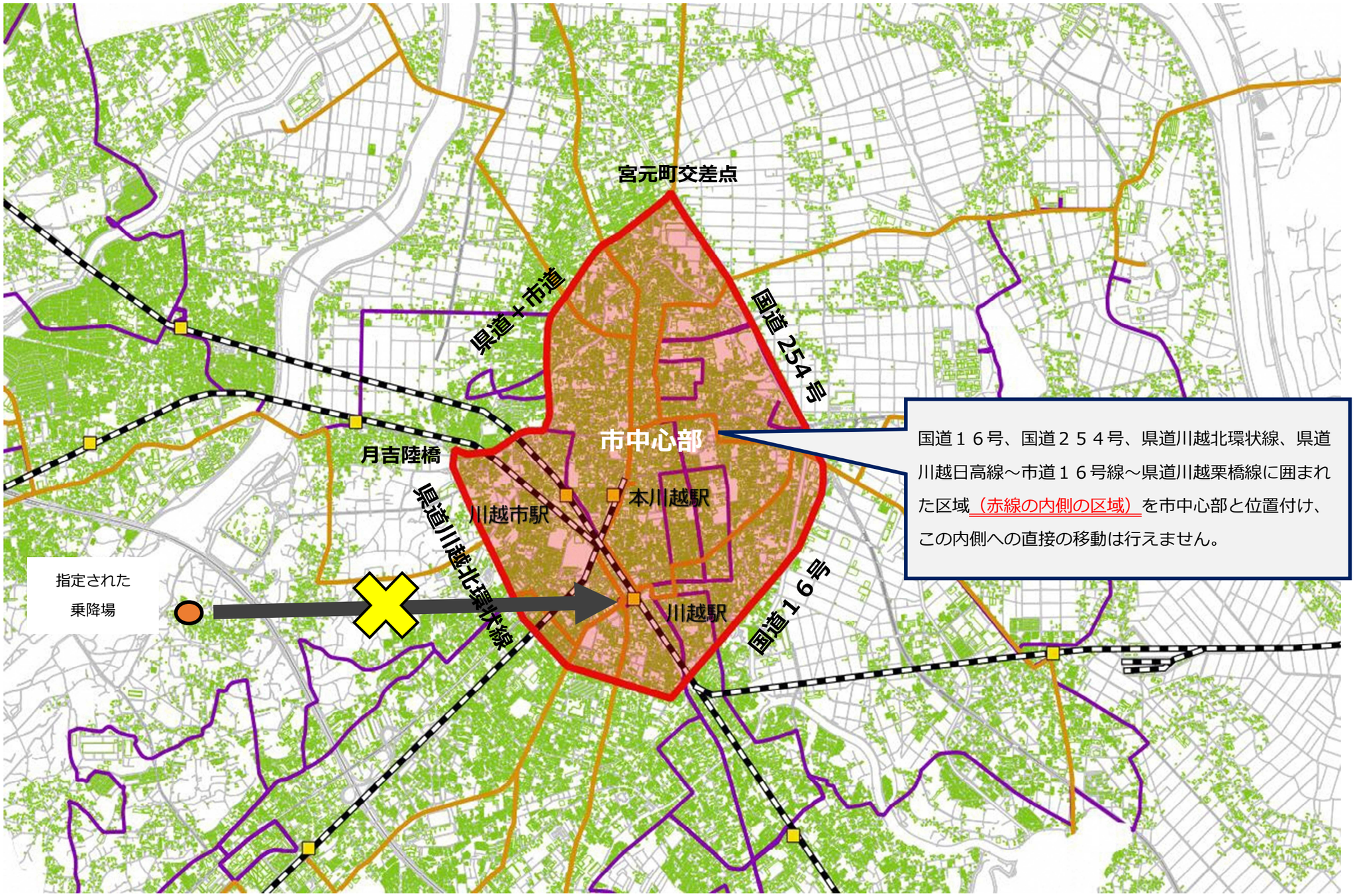

■地区割図

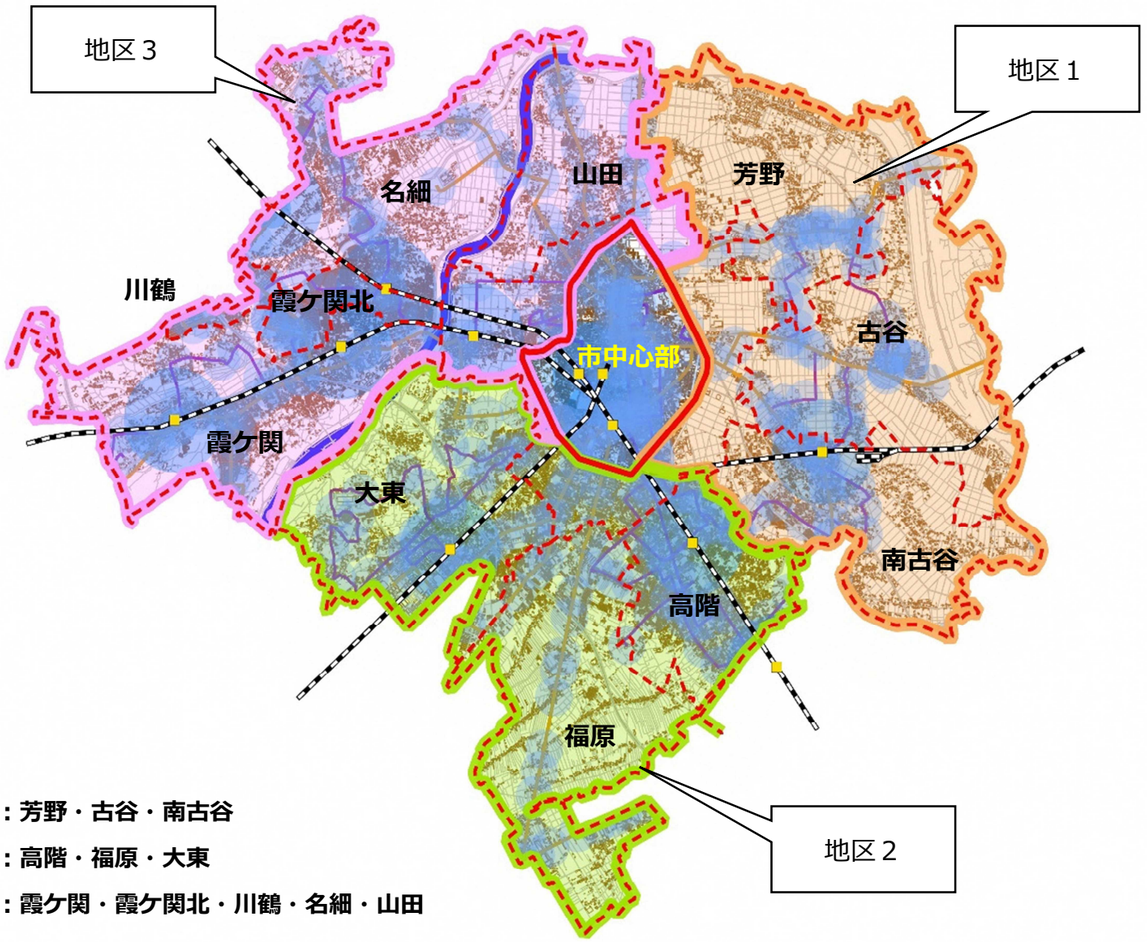

地区１：芳野・古谷・南古谷

地区２：高階・福原・大東

地区３：霞ケ関・霞ケ関北・川鶴・名細・山田

新たな交通の移動イメージ（※地区１を例とした場合）

１　移動が認められるケース

①　地区１内の乗降場　⇔　地区１内の乗降場

２　移動が認められないケース

①　地区１内の乗降場　⇔　市中心部

②　地区１内の乗降場　⇔　地区２・３内の乗降場

■地区内の乗降場の設置場所

- 交通結節点（駅、主要バス停など）
- 医療機関
- 商業施設
- 公共施設
- 交通空白地域内乗降場（地元自治会と協議後決定）

地区割図の青色（水色）部分は、鉄道駅から半径８００m圏内、バス停から半径３００m圏内のエリアであり、既存の公共交通でカバーされているエリアです。このエリアについては、交通空白地域ではないため、基本的に乗降場を設置することはありません。

■実施地区の順番

平成３０年度中に、地区３（霞ケ関・霞ケ関北・川鶴・名細・山田）での運行開始を目指します。なお、地区３の運行開始とともに、地区１及び地区２において、運行開始に関する準備を進め、準備が調い次第、運行を開始することとします。

［地区３から開始する理由］

①地区１は、平成３０年４月の川越シャトルの見直しで、新規区間の運行により、一部の交通空白地域が解消されます。

②地区２は、新河岸駅の東西駅前広場整備に伴い、新たに４路線が新河岸駅に乗り入れを開始し、利便性が向上します。

③地区３は、平成３０年４月の川越シャトルの見直しで、一部の区間が統合されるため、地域全体で見ると利便性が低下します。

④３つの地区の中で、高齢化率が最も進んでいるのが地区３となっています。

※高齢化率・・・地区１（２３．０%)、地区２（２５．３%)、地区３（２６．６%）

⑤また、３つの地区の中で、高齢者における要介護人数の割合が最も高いのも地区３となっています。

※要介護人数率・・・地区１（１２．１%)、地区２（１２．０%)、地区３（１２．７%）

総合的に判断し、地区３から開始することとします。

（７）運行車両：各地区ワゴン車両１台　（合計３台）

（８）今後の見直し：新たな交通施策は、持続的に運行可能な交通とすることを前提として、利用状況等を考慮しながら、概ね２～３年で随時見直しを行い、弾力的に事業を実施していくことを想定しています。

３．参考（検討経緯）

【川越市内の交通空白地域対策】

・平成８年３月～現在：市内の交通空白地域を中心に、川越シャトル（コミュニティバス）の運行を実施
　さらに、概ね５年ごとに川越シャトルの路線の見直し等を実施

・平成２５年度　　：川越市東部地域において、デマンド型交通の実証運行を２ヶ月間実施

・平成２６年度　　：川越市東部地域において、デマンド型交通の実証運行を６ヶ月間実施

・平成２８年度～現在：市及び川越市交通政策審議会において、新たな交通施策を検討中